

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準

令和6年能登半島地震に伴う災害関連等工事の本格化に伴い、建設資材の調達環境がひっ迫し、受注者が不足する建設資材を平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合において、建設資材の調達に要する購入費（現着の資材単価）及び輸送費を設計変更で計上することについて、必要な事項を定める。

1 対象工事（営繕工事を除く）

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準（以下「運用基準」という。）の対象となる工事は、次に掲げる事項をすべて満たす工事とする。

（1）七尾市が発注する工事

（2）令和7年4月1日以降に契約する工事

ただし、各種積算基準書等を用いていない工事は対象外とする。

2 対象建設資材等

本運用の対象となる建設資材等は、遠隔地※から調達せざるを得ない以下の資材等とする。

○購入費：生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート2次製品

○輸送費：仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）

※遠隔地：購入費にあつては対象工事の単価地区以外の地域、輸送費にあつては平常時の輸送元が存在する地域より遠方の地域をいう。

3 特記仕様書[共通編]への記載

発注者は特記仕様書[共通編]に「○」を付け対象工事であることを明示し、当該制度の手続き等を受注者が確認できるようにする。

4 設計変更の手続き

（1）受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、対象建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前までに監督員と以下の点について様式1にて協議するものとする。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

平常時の輸送元に建設資材がないことを証明する資料※など

※平常時において出荷可能な3社以上の見積依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由

④建設資材の見積書（仮設材は不要）

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

(2) 発注者は様式2により協議の結果と、設計変更の対象とする資材及び遠隔地からの建設資材調達に係る増加費用の概算を受注者に通知する。

(3) 協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）、使用証明書類（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(4) 購入費（現着単価）は、受注者の購入価格（取引価格）とする。

(5) 輸送費は、基地（遠隔地）から現場までの距離について、積算基準及び標準歩掛により算出する。

(6) 購入した数量が契約計上数量（契約数量×ロス率（積算基準及び標準歩掛に記載されているものに限る））を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

5 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

購入費及び輸送費に係る設計変更の協議をした場合においても、工事請負契約書第26条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、同条第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から適用する。